部長及び参事官
殿
所　　属　　長

情管発第142号
（警務、監察）
令和７年８月20日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察情報処理能力検定実施要領の制定について（通達甲）

高知県警察情報処理能力検定規程（平成５年12月本部訓令第24号。以下「規程」という。）に基づく情報処理能力検定の実施については、「高知県警察情報処理能力検定実施要領の制定について（通達甲）」（平成27年８月26日情管発第379号。以下「旧通達甲」という。）に基づき実施してきたところであるが、事務の合理化を図り、及び旧通達甲の有効期間を考慮して、新たに別添のとおり「高知県警察情報処理能力検定実施要領」を制定し、令和７年８月20日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の実施をもって、旧通達甲は廃止する。

別添

高知県警察情報処理能力検定実施要領

１　趣旨

この要領は、高知県警察情報処理能力検定規程（平成５年12月本部訓令第24号。以下「規程」という。）第７条の規定に基づき、情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　能力検定の実施

(1)　初級及び中級の能力検定は、規程に基づき本部長が実施する。

(2)　上級の能力検定は、情報処理能力検定に関する訓令（平成５年３月警察庁訓令第１号。以下「警察庁訓令」という。）に基づき警察庁長官が実施する。

(3)　能力検定の実施に関する事務は、情報管理課において行う。

３　能力検定の実施方法等

(1)　受検資格

初級及び中級の能力検定は、所属長の推薦を受けた者に対して行うものとし、その他の受検資格は設けないものとする。

(2)　試験問題

能力検定は、２時間20問の試験問題により行うものとし、試験問題は、別表の試験項目に基づき出題するものとする。

(3)　合格基準

各級位の能力検定は、当該試験問題において、60パーセント以上の正解をもって合格とする。

４　合格者の通知等

(1)　本部長は、別記第１号様式の情報処理能力検定合格者一覧により、能力検定の結果を関係所属長に通知するものとする。

(2)　(1)の通知を受けた県本部警務課長は、高知県警察ＷＡＮシステムによる高知県警察人事管理システムに合格者情報を入力するものとする。

(3)　本部長は、別記第２号様式の情報処理能力検定合格者台帳を備え、合格者を記載するものとする。

(4)　情報管理課長は、各級位の能力検定において特に優れた成績を収めた職員について、高知県警察表彰取扱規程（昭和30年６月本部訓令第９号）に基づき、表彰の上申を行うものとする。

５　特例

(1)　職員が、他の実施機関（警察庁訓令第４条第１項に規定する実施機関をいう。）が実施する能力検定において合格した級位については、県警察におい

て同等の級位に合格したものとみなす。

(2)　上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得したものとみなす。

6　留意事項

能力検定は、職員の情報処理能力の向上を図るために行うものであることから、所属長は、職員が平素から情報処理技能の研さんとその習熟に努め、積極的に受検するよう指導及び教養を徹底しなければならない。

別表（３関係）

試験項目

試験の項目	出題範囲		
	初級	中級	上級
1　情報処理における各種法令等に関する知識			
(1)　個人情報の保護に関すること。	○	○	○
(2)　警察情報セキュリティポリシーに関すること。	○	○	○
(3)　警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。	○	○	○
(4)　その他関連法規に関すること。	○	○	○
2　コンピュータシステムに関する知識			
(1)　ハードウェア、システムに関すること。	○	○	○
(2)　ソフトウェアに関すること。	○	○	○
(3)　ネットワークに関すること。	○	○	○
(4)　データベースに関すること。	○	○	○
(5)　情報セキュリティに関すること。	○	○	○
3　アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○		
4　アプリケーションに関する知識（マークアップ言語、マクロ）・プログラミングに関する基礎的知識		○	
5　プログラミングに関する知識			○
6　システム開発及び管理に関する知識			
(1)　設計に関すること。			○
(2)　テストに関すること。			○
(3)　開発管理に関すること。			○
(4)　システム監査に関すること。			○

別記
第１号様式（４関係）

情報処理能力検定合格者一覧

級位	所属	階級	職員番号	ふりがな 氏名

第２号様式（４関係）

情報処理能力検定合格者台帳

（　　級）

管理番号	合格年月日	所属	階級	職員番号	ふりがな 氏名	備考